

改正案	現行
<p>(定款の変更の認可の申請)            第五条 (略)            2・3 (略)            4 信用協同組合等の定款の変更が地区に関する定款の変更であるときは、<u>第一項の書類のほか、当該信用協同組合等の変更しようとする地区及びその周辺の地域における当該信用協同組合等の事務所の設置及び他の金融機関の進出の状況並びに変更しようとする地区の経済の事情を記載した書類を提出しなければならない。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(定款の変更の認可の申請)            第五条 (略)            2・3 (略)            4 信用協同組合等の定款の変更が次の各号に掲げるものであるときは、<u>第一項の書類のほか、当該各号の書類を提出しなければならない。</u></p> <p>い。</p> <p>一 地区に関する定款の変更 当該信用協同組合等の変更しようとする地区及びその周辺の地域における当該信用協同組合等の事務所の設置及び他の金融機関の進出の状況並びに変更しようとする地区の経済の事情を記載した書類</p> <p>二 従たる事務所の設置又は廃止に関する定款の変更 設置し又は廃止をしようとする従たる事務所の概要並びに当該従たる事務所の周辺の地域における当該信用協同組合等の事務所の設置及び他の金融機関の進出の状況を記載した書類</p> <p>三 事務所の位置の変更に関する定款の変更 変更後の事務所の概要並びにその周辺の地域における当該信用協同組合等の事務所の</p>

設置及び他の金融機関の進出の状況を記載した書類